

つくば市監査公表第 11 号
令和元年（2019 年）12 月 26 日

つくば市監査委員 萩 谷 孝 男

つくば市監査委員 石 川 寛

つくば市監査委員 滝 口 隆 一

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

第 1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

令和元年（2019年）7月10日から令和元年（2019年）12月25日まで

第4 監査の対象

所管課 保健福祉部 社会福祉課

補助金団体 つくば市社会福祉協議会

第5 監査の範囲

平成30年度（2018年度）につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成30年度つくば市社会福祉事業費補助金

2 補助金の交付目的

地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

3 補助対象経費

(1) 協議会の職員に係る経費

- ア 給料
- イ 管理職手当
- ウ 扶養手当
- エ 期末手当
- オ 勤勉手当
- カ 通勤手当
- キ 住居手当
- ク 地域手当
- ケ 退職手当積立金
- コ 法定福利費

(2) 協議会の常勤の副会長又は常務理事に係る経費

- ア 給料
- イ 期末手当
- ウ 通勤手当
- エ 地域手当
- オ 法定福利費

4 補助金額

159,146,479 円

第8 補助団体の概要

- 1 名称 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
- 2 所在地 つくば市筑穂1丁目10番地4（大穂庁舎内）
- 3 組織 理事 17名（会長1名 副会長兼常務理事1名 理事15名）
監事 2名
評議員 24名
- 4 職員 事務局長（市派遣）1名、正規職員（再任用含む）33名、
嘱託職員3名、臨時職員17名、訪問介護員4名

（平成30年4月1日現在）

第9 監査の結果

つくば市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、加速化する少子高齢化、生活困窮世帯の増加など地域福祉の課題を把握し、地域住民やボランティア、各種団体などと協働・連携し課題解決に向けて、様々な事業に取り組んでいる公益性の高い社会福祉法人である。

また平成30年度は、新たにつくば市から「成年後見制度推進事業」・「生活支援サポーター養成講座」の事業を受託するなど、社協は市の福祉施策の重要な担い手としてなくてはならない存在となっており、補助金交付は公益上の必要性を有するものと認められる。

監査した範囲において所管課による補助金の交付事務、社協による事務の執行状況については、おおむね適正に行われていたが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりである。また、事務上の軽微な事項については、監査の際に口頭による指導をしたので記述は省略した。

【要望事項】

(補助金団体)

1 社協の経営状況は、活動増減差額が△32,542千円でこれを補填するために積立金を23,777千円取り崩している。そして累積活動増減差額は△173,378千円である。このまま赤字体質を続けると積立金が枯渇してしまうという事態が懸念される。

また、法人全体の労働分配率は84.3%と高く、属人的な仕事が多いと思われる。仕事内容を分解し割振りするなど業務の見直しの検討を要望する。

2 社協が健全な法人運営を行っていくためには、安定的な財政基盤の確立が重要である。収支改善のためにも社協の事業活動をPRし、特別・賛助会員等の増加、会費の増収に努められたい。

3 介護保険事業については、つくば市は介護施設が充実しているのので、民間企業に事業を譲渡することを検討されたい。ただし介護保険のうち生活援助サービスは、薄利業務のため民間でも請け負わない傾向がある。そのため、当該サービスのみを継続して介護保険事業から撤退するとともに、直営の老人福祉センターを管理委託するなど新しい事業収入の道を探ることが望ましい。

(所管課)

1 社協が財源不足、人材不足等厳しく大変な状況であることを理解し、市民に対する福祉サービス等に支障がないよう補助金交付の在り方を見直しすることを要望する。

2 社協がより自立した経営が可能となるよう事業の必要性や効果を検証するなど、所管課と社協の定期的な会議の場を設けることを要望する。